



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
たまされないゾウくん

エステ・美容医療



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許諾第6371号



R2 作：柏屋ココ

「キレイになりたい」「かわいくなりたい」そう思って受けたはずの「美容医療サービス」で、幅広い世代にトラブルが発生しています。



美容医療サービスを受ける前に次のことをチェックしてください。

- ◆医師の説明を「十分に」理解できましたか？
 - ・施術の効果、想定される副作用や合併症
 - ・薬や材料、機器などの安全性・有効性
 - ・他の施術方法（選択肢）の有無
 - ・施術の費用（保険適用の有無）、回数
 - ・解約条件などの契約内容
- ◆その施術は、「今すぐ」必要ですか？

「今すぐ契約すれば安くなる」など、即日の施術や契約を強引に勧められたり、希望していない施術をしつこく勧められていませんか。美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。冷静に考えましょう！

一定の美容医療サービス^(※)や「エステティック」（エステティシャン等が行う、美容医療に該当しない業務）で、サービスの提供期間が1か月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるものは、契約書面を受け取った日を1日目として8日間は無条件で契約の解除を行うことができるクーリング・オフや、クーリング・オフ期間経過後に残りの契約について解除を行う中途解約ができます。

(※)一定の美容医療サービスとは、脱毛、にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去、肌のしわ・たるみ取り、脂肪の溶解、歯のホワイトニング等について、特定商取引法施行規則で定める方法（例えば、光の照射、薬剤の注射など）によるものとします。参考：政府広報オンライン（2018.3.20）

消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはいやや

消費者ホットライン

局番なしの **188**

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター 検索 消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページ QRコード